

暴力団等の排除に関する誓約書

私（当法人）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 私（当法人）は次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- （2）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- （3）暴力団員と認められる者
- （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- （6）法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- （7）法人にあっては、その役員のうち（3）から（5）までのいずれかに該当する者がある者

2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（1）若しくは（2）に該当する場合には、新潟東港地域水道用水供給企業団に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めるとともに、その事実を公表されても異存ありません。

- （1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1（1）～（7）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （2）自社が、1（1）～（7）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、新潟東港地域水道用水供給企業団が自社に対して当該契約の解除を求め、自社がこれに従わなかったとき。

令和 年 月 日

新潟東港地域水道用水供給企業団企業長 様

[法人、団体にあつては所在地]

住 所

[法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名]

(ふりがな)

氏 名

(押印不要)

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日